

浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定（浪江町決定）

都市計画タウンセンター西街区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名 称		タウンセンター西街区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町、字広町、大字川添字佐野、字中ノ目、字東師内、大字樋渡字張上町、字江添、字南町、字行成の各一部の区域					
面 積		約 14.3ha					
位置 及 び 規 模	特定業務施設	約 0.4ha	備 考	産業、研究、業務施設等を配置する。			
		約 4.8ha		浪江駅西口駅前広場に近接する位置に広場を配置し、駅東西での人の回遊を促進する。地区の中心となるグラウンド東側及び南側に交流、商業、業務施設等を配置する。			
		約 3.3ha		公共公益施設等を配置する。			
	特定公共施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考
			地域幹線道路	町道曲師前矢沢町線	12m	約 535m	
			区画道路	—	9～6m	約 1,321m	
			歩行者専用道路	—	8～4m	約 530m	
			主要幹線道路である都市計画道路 3・4・5 六福線に接続する町道曲師前矢沢町線を地域幹線道路とし、街区内の交通処理をする区画道路を配置する。 エフレイ等西側への歩行者のアクセスの利便性向上を図るため、歩行者ネットワーク（宅地内歩行者空間を含む）を配置する。				
		緑地	区域の南側に緑地を配置し、地区外の住宅地との緩衝機能を確保する。				
		その他の公共施設	水 路 約 0.2ha 調整池 オンサイト貯留施設（多目的広場・駐車場）として整備する。 下水道 ①雨水：調整池を経由して既設牛渡川上流水路へ放流する。 ②下水：既設の 3 号、4 号汚水幹線に接続する。 上水道 既設管より分岐して配水する。				
	小 計		約 5.8ha				

	特定業務施設	特定公益的施設 ・ 特定業務施設	特定公益的施設
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	200/100	200/100	200/100
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60/100	60/100	60/100
建築物の高さの最高限度	—	—	—

「区域は計画図表示のとおり」